

「犯罪収益移転防止法」（マネーロンダリング防止法）及び「本人確認法」について

株式会社アーカイブでは、2008年3月1日施行の犯罪収益移転防止法（マネーロンダリング防止法）及び「本人確認法」により、お取引の関係者に本人確認をさせていただきます。

本人確認とは？

お客さまが個人の場合は氏名、住居及び生年月日を、法人の場合は名称と本店等の所在地を、公的証明書により確認させていただくことです。

本人確認の方法は？

お客さまが個人の場合

以下の公的証明書を提示ください。

運転免許証、各種健康保険証・年金手帳等、パスポート（旅券）、取引に実印を使う場合の印鑑登録証明書など

・お客さまが代理人を利用する場合

* お客さまが代理人を利用して取引する場合は、お客さまと、実際に取引をなさるご担当者双方の本人確認が必要です。

お客さまが法人の場合

* お客さまである法人と、実際に取引をなさるご担当者（例；窓口に来られる方）双方の本人確認が必要です。実際に取引をなさるご担当者の本人確認はお客さまが個人である場合と同様です。

* お客さまである法人の本人確認は、登記簿謄本・抄本や印鑑登録証明書等の提示又は送付により行います。

（注）お客さまが国・地方公共団体等である場合の本人確認は、実際に取引をなさるご担当者だけの本人確認を行います。

株式会社アーカイブは、本人確認に関するご相談に対し、適切に対応させていただきます。

受付時間 9：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く） 電話0299（26）9110